

大崎町地域福祉計画

《計画期間：令和5年度～令和9年度》

令和5年3月

鹿児島県大崎町

〈目次〉

第1部 総論

第1章 計画の基本事項.....	4
1 計画策定の背景と目的.....	4
2 計画の位置付け.....	5
3 計画の期間.....	9
第2章 地域福祉を取り巻く現状.....	10
1 地域の現状.....	10
2 高齢者福祉の状況.....	12
3 障がい者福祉の状況.....	13
4 児童福祉の状況.....	17
5 特別な支援を必要とする人の状況.....	18
第3章 基本理念と基本目標.....	20
1 基本理念.....	20
2 基本目標.....	20
3 計画の体系.....	21

第2部 地域福祉計画

第1章 健康で生き生きと暮らせるまち.....	23
1 健康づくりの推進.....	23
2 医療体制の充実.....	23
3 地域が支える高齢者福祉の充実.....	24
4 生きることの包括的な支援の推進.....	25
第2章 次世代へつなぎ、循環するまち.....	26
1 地域福祉活動の推進.....	26
2 コミュニティ活動等への支援.....	27
3 子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実.....	27
4 ひとり親家庭の自立の支援.....	29
5 障がい者（児）福祉の充実.....	29
第3章 誰もが安心して快適に暮らせるまち.....	31
1 人権の尊重と男女共同参画の推進.....	31
2 包括的支援体制の整備.....	32

3 権利擁護の推進.....	32
4 避難行動要支援者への避難支援.....	32
5 生活困窮者の自立支援.....	32
6 犯罪をした人への社会復帰支援.....	33
7 福祉人材等の確保.....	33
第3部 地域福祉活動計画.....	34
(大崎町社会福祉協議会が策定するため省略)	
第4部 推進体制の整備	
第1章 推進体制の整備.....	36
1 関係機関・団体等相互の連携.....	36
2 それぞれの役割.....	37
3 策定後の推進と評価体制.....	37
資料編	
大崎町成年後見制度利用促進基本計画.....	39
用語解説.....	41

本計画書では、「障害」にかわり、
「障がい」の表記を用いています。

ただし、人の状態を表現しない場合や固有名詞、法令などで使用する場合は「障害」を使用しています。

第1部 総論

1 計画策定の背景と目的

わが国の社会福祉は、少子高齢化の進行や、家族形態の変化に伴う家族の支え合い機能の低下、個人の価値観の多様化、インターネット等普及による生活環境の変化、加えて新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などに伴い地域のつながりが希薄化し、地域での支え合いの機能の低下など次第に変化しています。

さらに、虐待、暴力などの社会問題に加え、ひきこもり・閉じこもりや支援拒否、ダブルケア（育児と介護が同時進行している状態）、8050問題（80代の親とひきこもる50代の子どもの経済的、精神的な問題）のように地域社会に暮らす人々の抱える課題は多様化し、複雑さの度合いも増しています。そのため、単一ごとのサービスのみでは制度の狭間にいる人に十分な支援が届かないなど、従来の体制では対応が難しいケースもみられるようになりました。

こうした課題の解決に向け、国は制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画しながら、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた改革を進めることとし、社会福祉法の改正を行ってきました。

平成30年4月施行の改正社会福祉法においては、自治体における地域福祉（支援）計画の策定が「努力義務」とされるとともに、①住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備をすること、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築をすること、③地域福祉計画の充実をすることが盛り込まれました。

さらに令和3年4月施行の改正社会福祉法においては、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努め、その具体的な体制の構築に向けた「重層的支援体制整備事業」に関する事項が定められました。

本町においては、従来から社会福祉協議会、福祉関係団体等がともに連携しながら地域福祉の推進に取り組んできましたが、こうした背景を踏まえ、更なる地域福祉の充実を図るとともに、最上位計画である第3次大崎町総合計画の実現に向けて「大崎町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置づけ等

① 地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定により町が策定する法定計画であり、地域福祉の推進に関わる事項を示す計画です。

② 地域福祉活動計画

社会福祉法第109条に規定された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である大崎町社会福祉協議会が策定する計画で、町民、ボランティア団体、福祉事業者などが相互に協力して地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

③ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、町の地域福祉を推進していく上で、同じ方向をめざし、相互に補完・連携していくことが重要であることから、一体的に策定します。

【参考】社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重しながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域

住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 本町の各計画等との関係

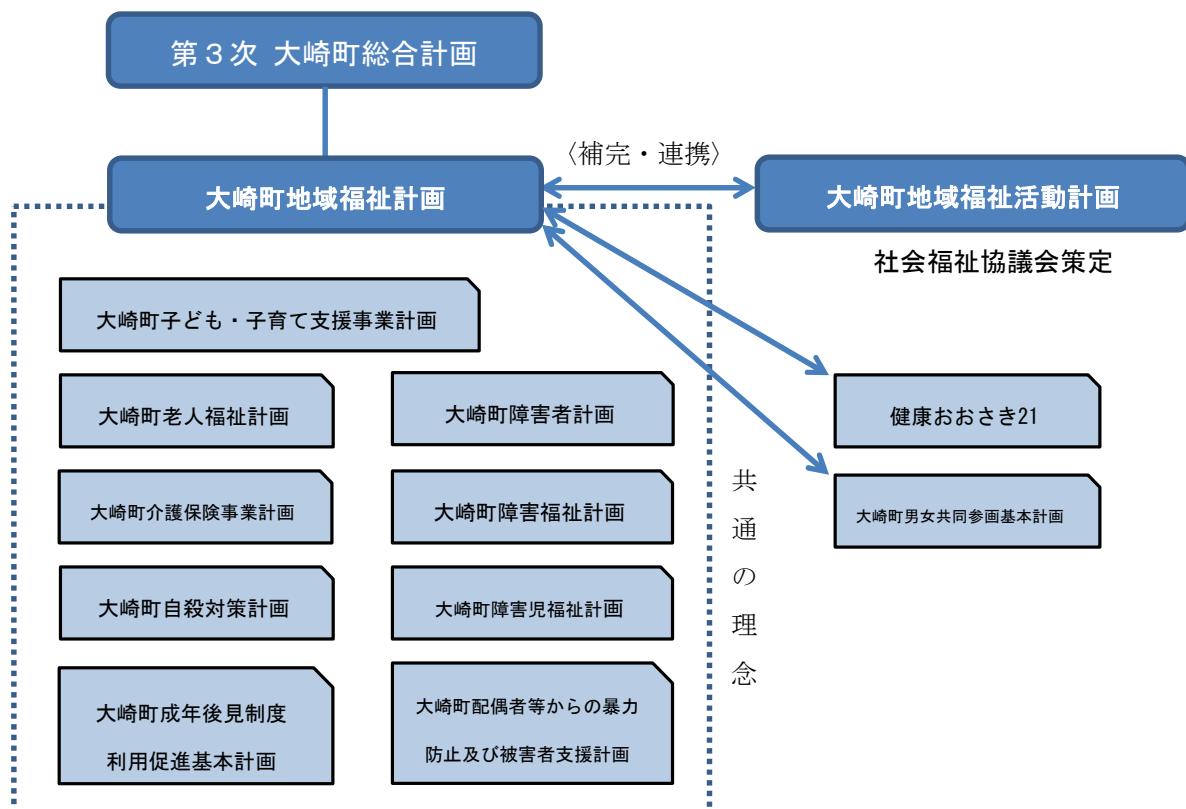
① 大崎町総合計画との関係

「まち・ひと・しごと　世界の未来をつくる　循環のまち」をめざす大崎町総合計画の下位計画とし、計画を実現するために地域福祉を推進します。

② 福祉分野の部門別計画、関連する計画との関係

地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する計画であり、部門別計画の上位計画として位置付けます。

- ・総合計画と部門別計画に共通の理念を相互に繋ぎます。
- ・部門別計画と一定の整合性を保持し、連携を図ります。
- ・公的サービスの数量的目標は、部門別計画において設定します。
- ・大崎町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画（仮称）と同じ方向をめざし、相互に補完・連携します。



3 計画の期間

計画期間は令和5年度（2023年度）を初年度として令和9年度（2028年度）までの5か年です。なお、本計画が内包する部門別計画の期間については次に示すとおりです。

計画 年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029						
	平成 30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11						
大崎町総合計画	第2次			第3次														
大崎町地域福祉計画					第1期				第2期									
大崎町老人福祉計画及び介護保険事業計画	第7期			第8期			第9期			第10期								
大崎町障害者計画	第3期					第4期												
大崎町障害福祉計画	第5期			第6期			第7期			第8期								
大崎町障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期			第4期								
大崎町自殺対策計画			第1期					第2期										
大崎町子ども・子育て支援事業計画	第1期		第2期					第3期										
大崎町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画			第1期			第2期												
大崎町成年後見制度利用促進基本計画						第1期					第2期							

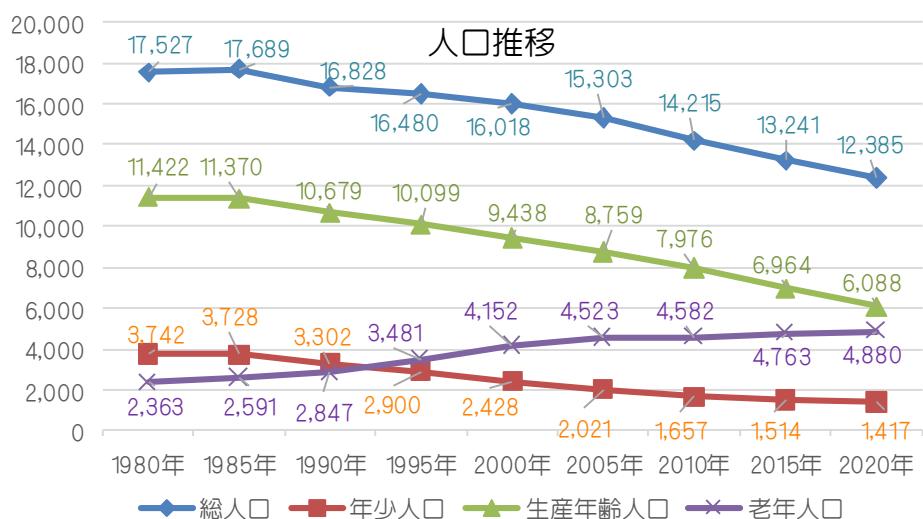
第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 地域の現状

(1) 人口・世帯構成

大崎町の人口は、昭和30年（1955年）以降、減少の一途をたどり、2020年国勢調査人口は、12,385人となっています。また、世帯構成別にみると、2015年国勢調査時において2.18人であった1世帯あたり人員が2020年国勢調査では2.10人と、1世帯あたり人員も縮小しており、特に2015年に世帯数の20.79%であった高齢者の単身世帯が2020年においては22.94%となっています。うち、男性が5.71%から7.74%と上昇しています。

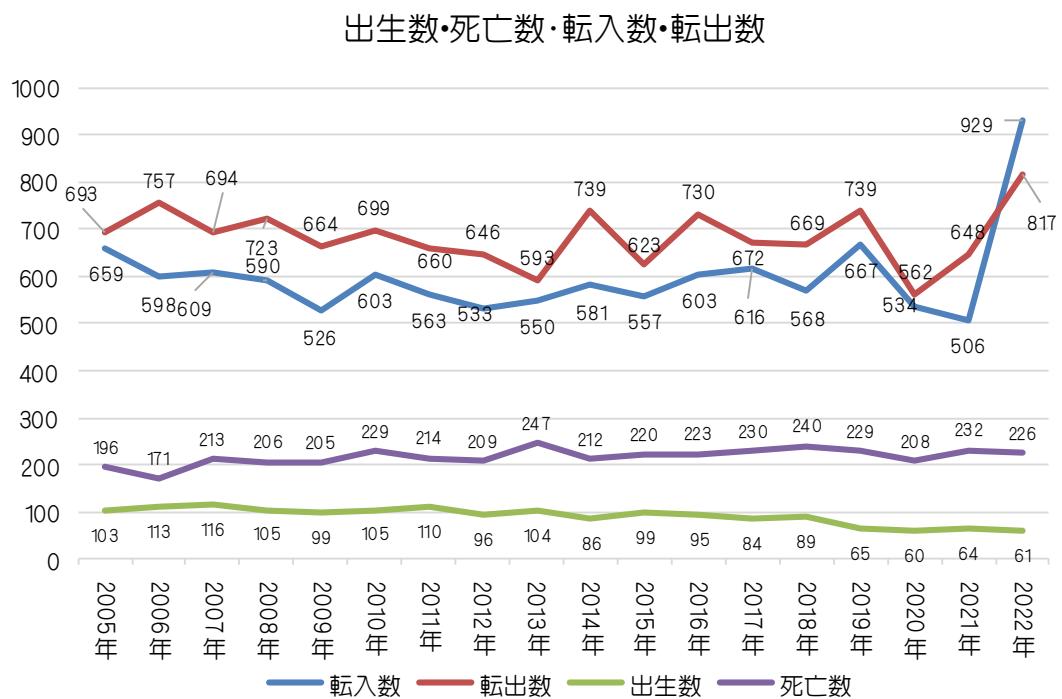
また、生産年齢人口（15歳～64歳）、年少人口は年々低下しているのに対し、老人人口（65歳以上）は上昇しており、少子高齢化が進行しています。



[資料]国勢調査

(2) 自然動態と社会動態

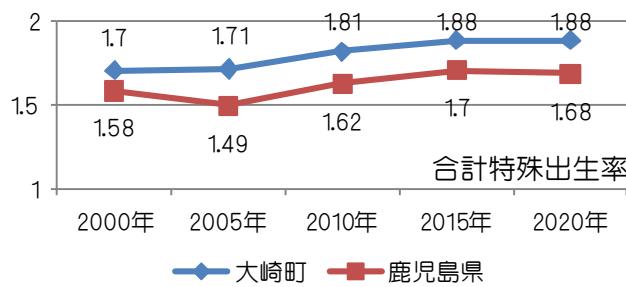
出生及び死亡による自然動態は、これまで死亡が出生を上回って推移しており、令和3年（2021年）では168人の自然減となっています。転入・転出による社会動態についても平成15年（2003年）以降、転出が転入を上回っており、令和3年（2021年）では142人の社会減となりましたが、外国人労働者の増加もあり令和4年（2022年）は逆転し、転入が上回りました。



[資料]人口動態推計

(3) 合計特殊出生率

合計特殊出生率においては、令和2年（2020年）で1.88%となっており、全国の1.43%，鹿児島県の1.68%と比較すると高い状況にありますが、人口ビジョンで目標とする2040年合計特殊出生率2.1には届いておらず、さらに、出生数も年々減少すると予測されています。

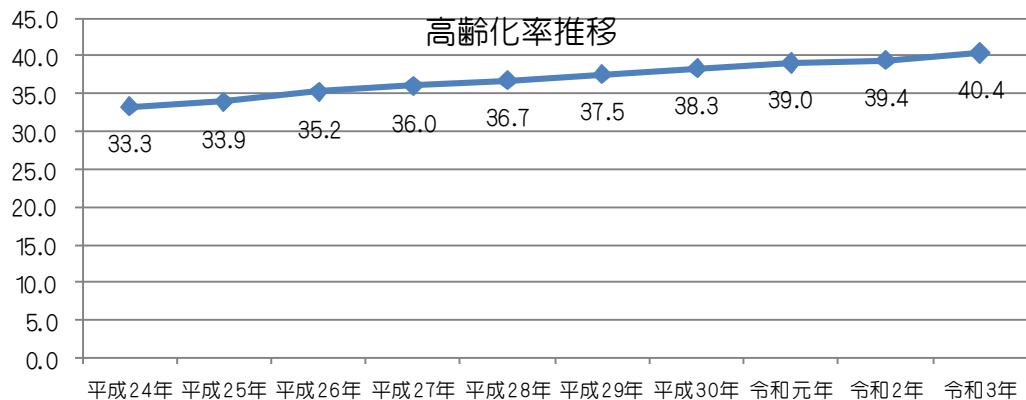


[資料]厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

2 高齢者福祉の状況

(1) 高齢化の状況

総人口が減少を続ける中、高齢者人口は年々増加しており、高齢化率は上昇しています。なお、令和3年（2021年）は40.4%となっています。

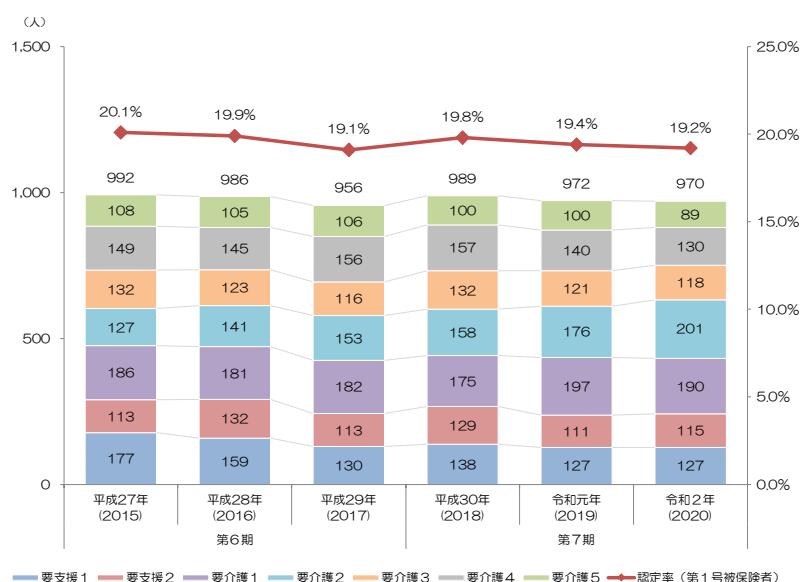


[資料] 県人口移動調査（推計人口）及び国勢調査

(2) 認定者の状況

介護認定の状況をみると、平成27年は992人であり、以降多少増減は見られるもののほぼ横ばいで推移しています。平成27～29年度から、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、サービス事業対象者へと移行したことや、ころばん体操など介護予防による効果が要因の一つと考えられます。

介護認定の状況



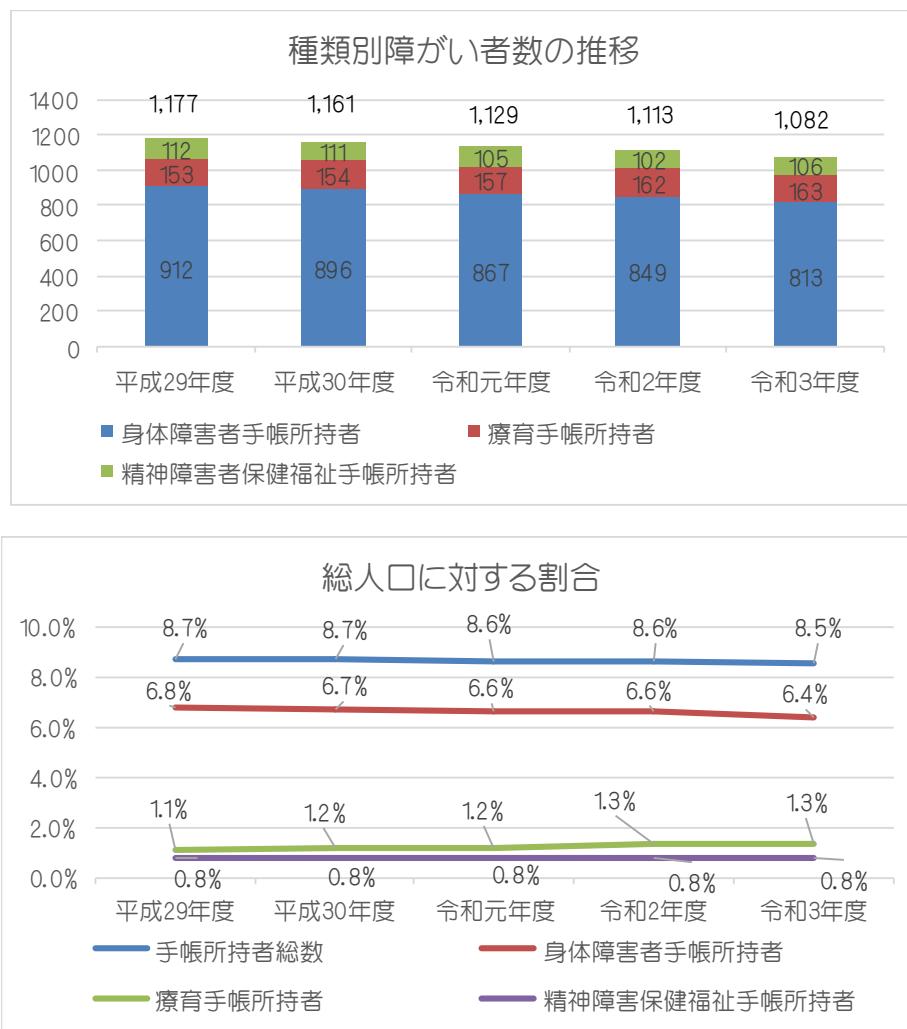
[資料] 老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画

3 障がい者福祉の状況

(1) 障がい者数の推移

本町における障害者手帳所持者数はやや減少傾向にあります。総人口に占める各障害者手帳所持者数の割合を見ると、令和2年度は、身体障害者手帳所持者は6.6%，療育手帳所持者は1.3%，精神障害者保健福祉手帳所持者は0.8%となっています。

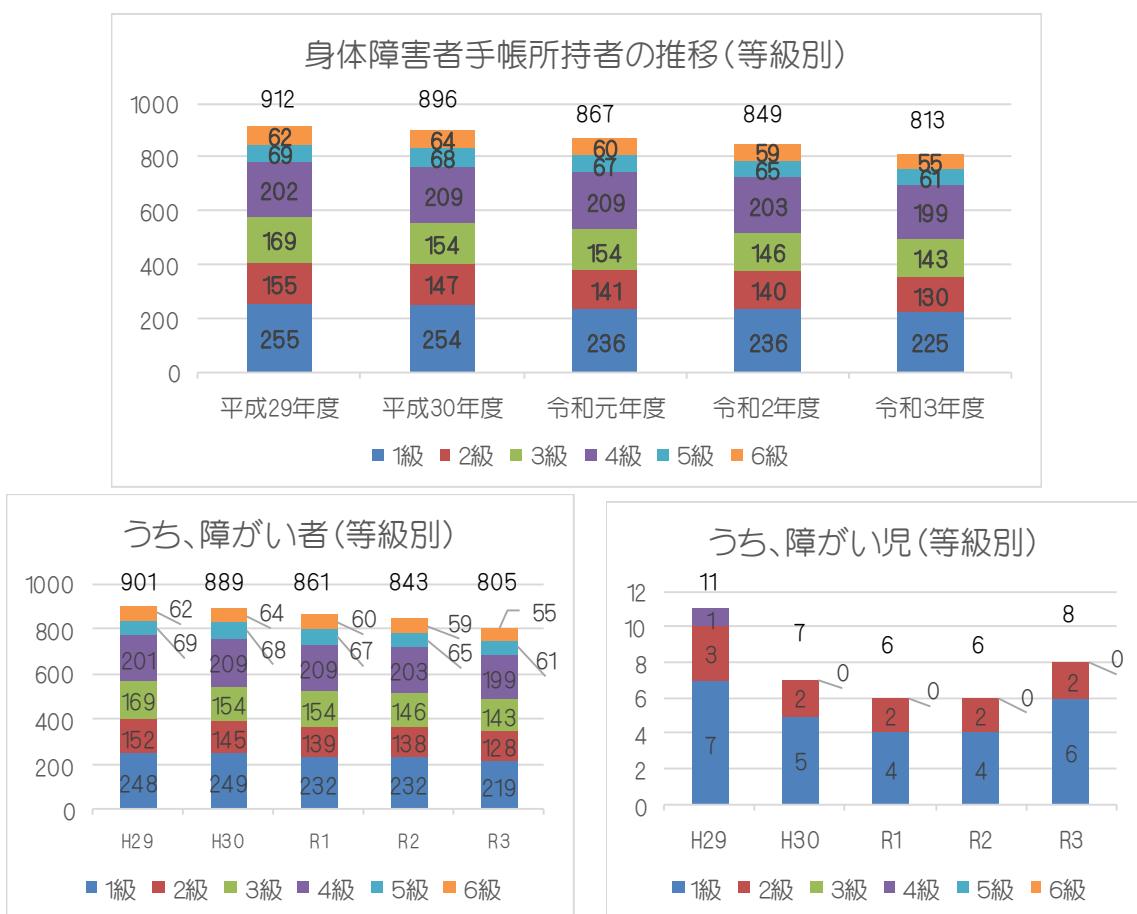
なお、手帳所持者総数の割合は、横ばいで推移しています。



[資料] 第6期町障害福祉計画・第2期町障害児福祉計画及び保健福祉課

(2) 身体障がい者の状況

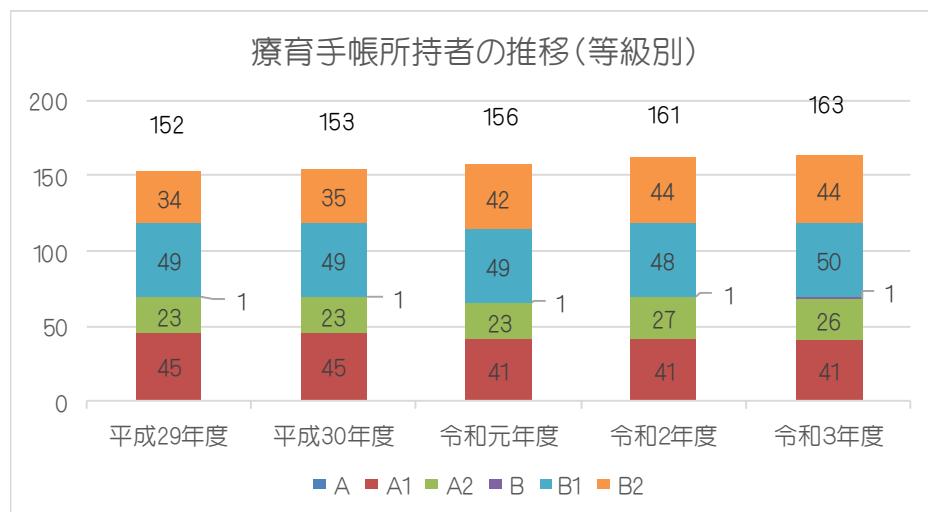
身体障がい者（身体障害者手帳所持者）は減少傾向で推移しており、令和3年は障がい者が805人、障がい児が8人、合計で813人となっています。令和3年度において、等級別では、1級の重度障がい者は225人で最も多く、全体の約3割を占めています。

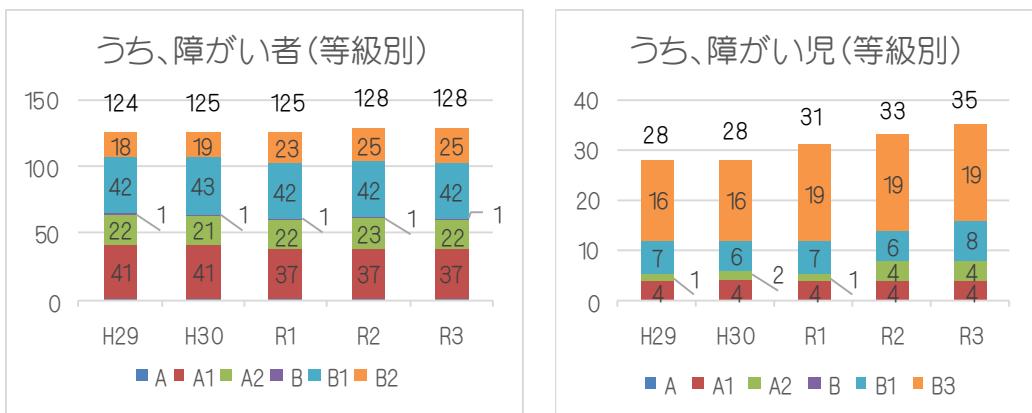


[資料] 第6期町障害福祉計画・第2期町障害児福祉計画及び保健福祉課

(3) 知的障がい者の状況

知的障がい者（療育手帳所持者）は微増傾向で推移しており、令和3年度は障がい者が163人、障がい児が35人、合計で198人となっています。等級別では、令和3年度はB1が50人と最も多く、全体の約3割を占めています。

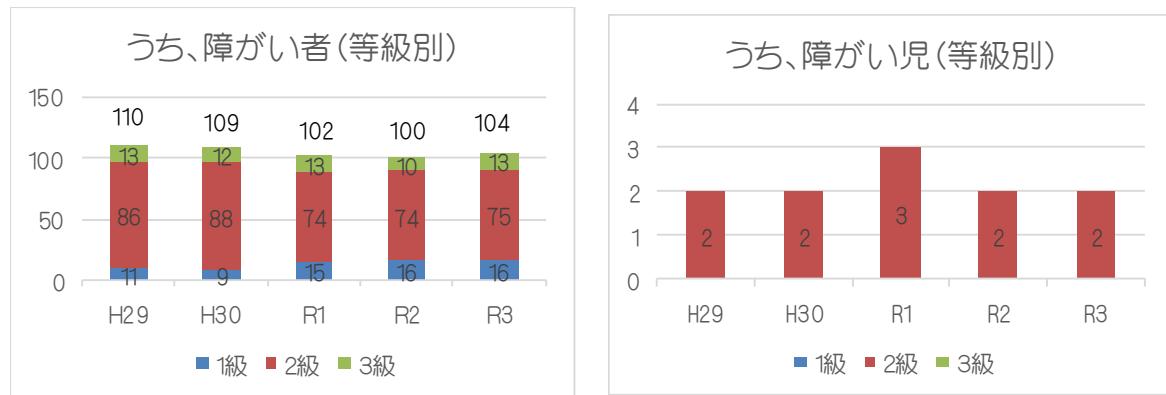
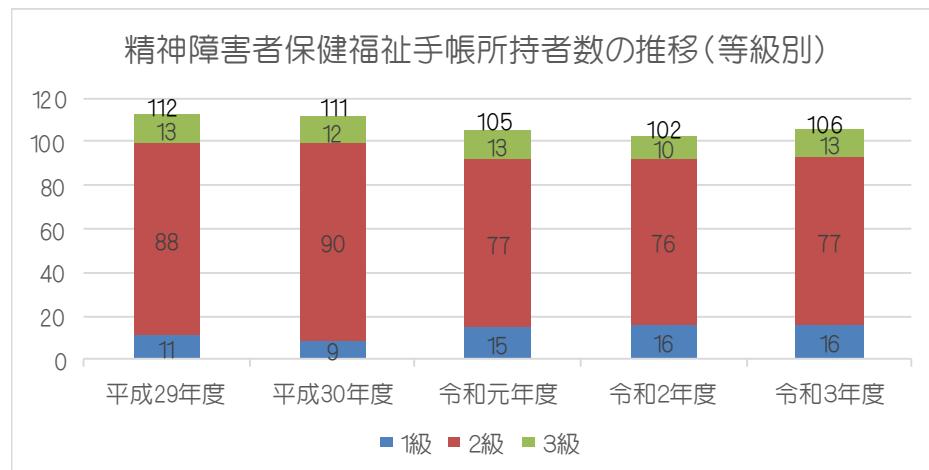




[資料] 第6期町障害福祉計画・第2期町障害児福祉計画及び保健福祉課

(4) 精神障がい者の状況

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、減少傾向で推移しておりましたが、令和3年度は微増し、障がい者が104人、障がい児が2人、合計で106人となっています。等級別では、令和3年度は2級が77人で最も多く、全体の約7割を占めています。



[資料] 第6期町障害福祉計画・第2期町障害児福祉計画及び保健福祉課

(5) 悩みや相談ごと

障がい者が持っている意識（悩みや相談ごと）を把握するため、アンケート調査を実施しています。「外出時の困りごと」についてのほか、全7項目について、割合が高かったものを記載しています。

①外出時の困りごと

「特になし」 38.8%

「公共交通機関が少ない（ない）」 17.6%

「困った時にどうすればいいのか心配」 17.3%

②地域で希望する暮らしを送るための支援策

「特になし、わからない」 37.7%

「障がい者に適した住居の確保」 27.5%

「コミュニケーションについての支援」 23.2%

③必要な就労支援

「職場の障がい者理解」 26.0%

「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」 23.0%

「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」 23.0%

「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」 21.5%

④火事や地震等の災害時の避難

「できない」 38.3%

「できる」 36.9%

「わからない」 19.2%

⑤不足しているサービスの情報

「福祉サービスに関する情報（どのようなサービスが使えるか）」 39.8%

「サービス事業所に関する情報（どこにどのような事業所があるか）」 23.3%

「災害発生時の避難に関する情報」 19.2%

⑥差別を受けたり、嫌な思いをした経験

「ない」 56.3%

「少しある」 22.4%

「ある」 8.3%

⑦成年後見制度の認知について

「名前も内容も知らない」 34.2%

「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」 19.8%

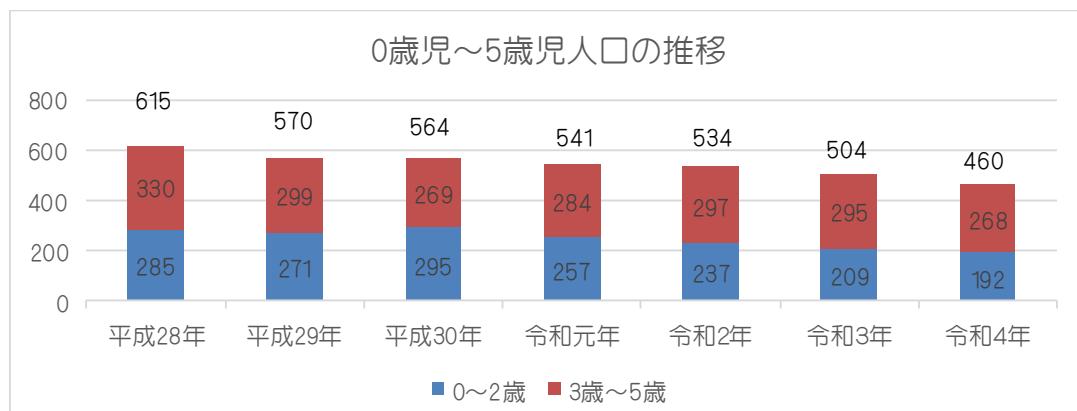
「名前も内容も知っている」 15.6%

[資料] 第6期町障害福祉計画・第2期町障害児福祉計画

4 児童福祉の状況

(1) 就学前児童数の状況

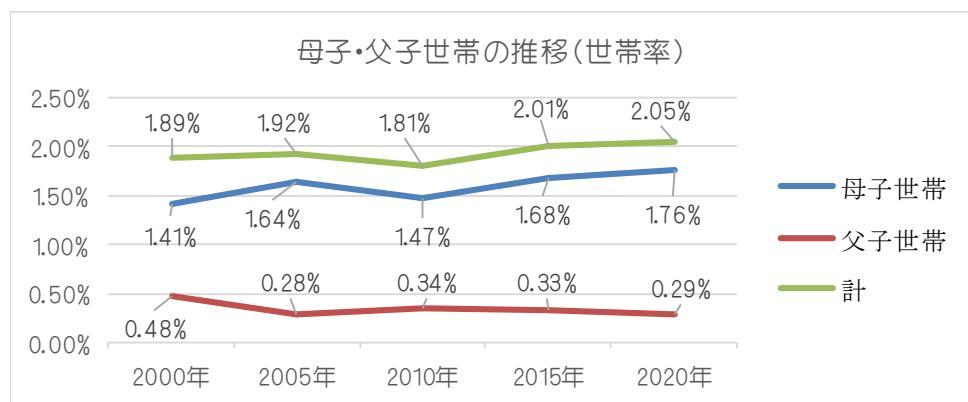
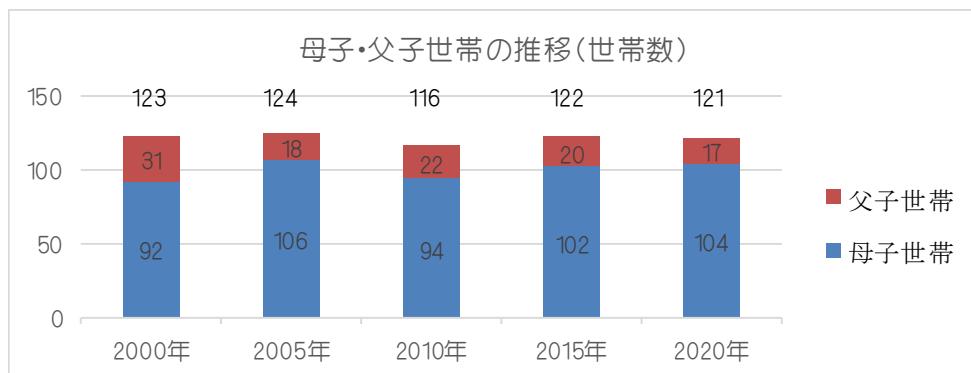
就学前児童数は、年々減少傾向にあります。平成28年と令和4年を比較すると155人（25.2%）の減少となっています。



[資料] 住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) ひとり親（母子・父子）世帯の状況

母子家庭及び父子家庭の状況をみると、全体数は多少増減は見られるものの横ばいに推移していますが、母子世帯はやや増加し、父子世帯はやや減少しています。また、本町の総世帯数に占める世帯率は、合計ではやや上昇しています。

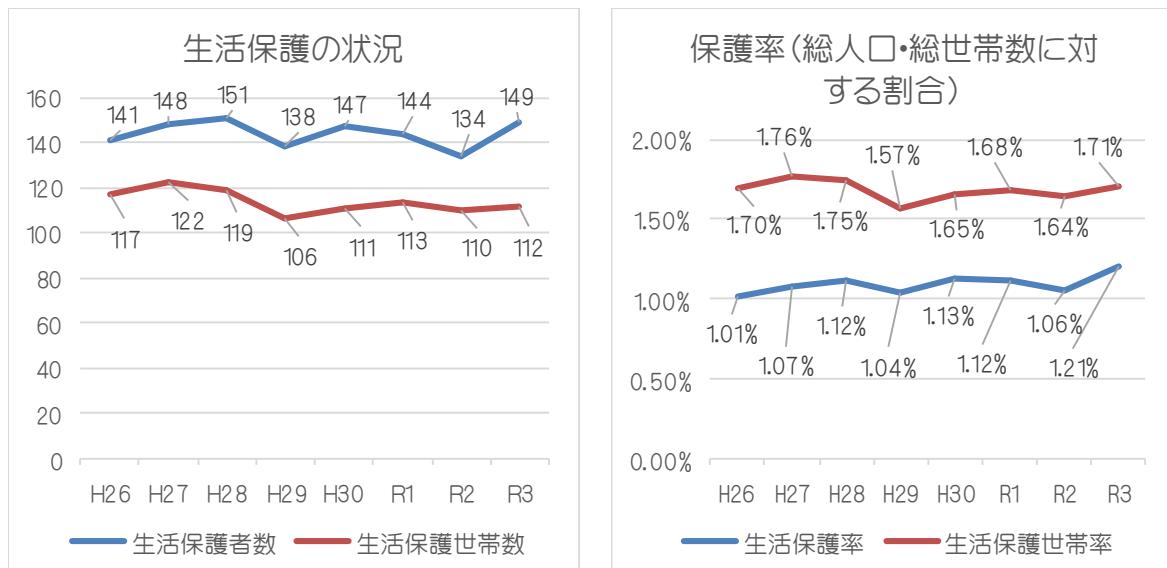


[資料] 国勢調査（各年10月1日現在）

5 特別な支援を必要とする人の状況

(1) 生活保護（被保護世帯数、被保護者数及び保護率の推移）

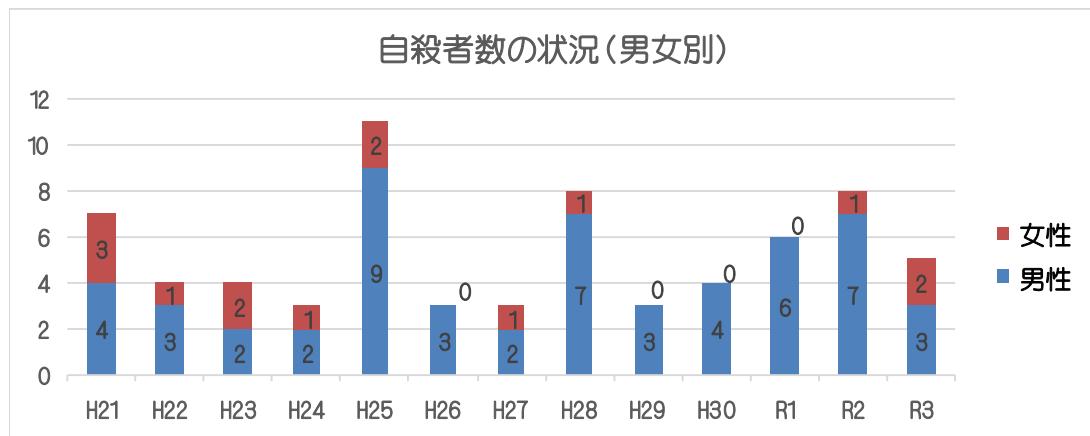
本町における生活保護法による被保護世帯数・人員は、令和3年度末現在で112世帯149人で被保護者数に対する保護率は1.71%となっており、保護率はゆるやかな上昇傾向で推移しています。相談内容については、新型コロナウイルス感染症には直接関係はなく、その他の病気や年齢的な理由から困窮するケースが多いようです。



[資料] 大崎町保健福祉課

(2) 自殺

平成21年から令和3年までの13年間の合計を男女別でみると、男性55人、女性14人と男性が全体の72%を占めており、近年は特に男性が多い傾向となっています。



[資料] 大崎町自殺対策計画及び保健福祉課

(3) 虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）

各種虐待の相談・通報・対応件数の推移をみると、児童虐待、障がい者虐待は増加傾向にあります。配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）と、高齢者虐待は各年度でばらつきが大きい傾向にあります。合計では、各年10件前後で推移しています。

相談・通報・対応件数

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
DV	0	5	0	6	5
児童虐待	1	2	4	3	3
高齢者虐待	7	5	1	8	3
障がい者虐待	0	0	1	2	3
合計	8	12	6	19	14

[資料]大崎町保健福祉課

※件数は延べ数を計上しています。例えば、DVに該当し、かつ高齢者虐待にも該当する場合は、双方の区分に計上しています。

第3章 基本理念と基本目標

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものです。また、計画における全ての施策は基本理念の実現に向けた構成となり、これから地域福祉の方向性を示すものです。そこで、本計画における基本理念を、第3次大崎町総合計画で定めた「大崎町の姿」とします。さらに、基本目標は、地域福祉推進のキーワードとなるもので、具体的な施策の方向性を示すものです。

本計画では、基本理念、基本目標を次のとおり定めます。

1 基本理念

「まち・ひと・しごと 世界の未来をつくる 循環のまち」

2 基本目標

計画の基本目標は、基本理念の実現をめざし、大崎町が地域住民や社会福祉協議会、事業者と連携して地域福祉を推進していくために、施策の基本方向として設定するものです。

3つの基本目標

●健康で生き生きと暮らせるまち

少子高齢化が進む中、町民一人ひとりが全てのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上に努め、健康で生き生きと暮らせる地域社会をめざします。

●次世代へつなぎ、循環するまち

地域に暮らす人々が共に助け合い、支え合いながら、複合的な課題に対応する包括的な体制づくりを進めることで、思いやりのある地域社会づくりをめざします。

また、子育てや障がいのある方などを社会全体で支援し、安心して暮らし、積極的に社会に参画できるなど、全ての町民がお互いを尊重し合える社会をめざします。

さらに、暮らしに関わる環境を次の世代へ引き継ぎ、子どもから高齢者まで永続的に暮らしやすい社会をめざします。

●誰もが安心して快適に暮らせるまち

全ての町民が地域の中で、安全・快適に暮らすことができるよう、生活課題を総合的に解決できる環境づくりに取り組みます。

3 計画の体系

施策の体系

基本理念 まち・ひと・しごと 世界の未来をつくる 循環のまち

1 健康で生き生きと暮らせるまち

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 医療体制の充実
- (3) 地域が支える高齢者福祉の充実
- (4) 生きることの包括的な支援の推進

2 次世代へつなぎ、循環するまち

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) コミュニティ活動等への支援
- (3) 子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実
- (4) ひとり親家庭の自立の支援
- (5) 障がい者（児） 福祉の充実

3 誰もが安心して快適に暮らせるまち

- (1) 人権の尊重と男女共同参画の推進
- (2) 包括的支援体制の整備
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 避難行動要支援者への避難支援
- (5) 生活困窮者の自立支援
- (6) 犯罪をした人への社会復帰支援
- (7) 福祉人材等の確保

第2部 地域福祉計画

第1章 健康で生き生きと暮らせるまち

誰もが、住み慣れた地域で、健やかに生きがいを持って暮らせるよう、保健分野と福祉分野の連携を強化し、総合的に施策を推進します。

一人ひとりが自分の年代に合わせた健康課題を認識し、それに対処していくことや、高齢化が進む中で生涯を通じた健康づくりが大切になってきます。健康は個人・家族の問題であるとともに、一人では解決できない要因が絡み合っています。そこで、地域活動の一環として地域で暮らす一人ひとりがともに支え合いながら健康増進を図り、家族や地域の仲間や組織（学校・職場・地域等）が一緒に問題に取り組んでいくことが必要です。

1 健康づくりの推進

（1）生涯を通じての健康づくり

病気の発生予防対策にとどまらず、生きがいづくり、人とのふれあいの促進、自分らしい生き方の発見等、元気を増やす健康づくりをめざします。また、一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という主体的な健康づくりの意識を持てるよう、それぞれのライフステージや生活の場に応じた健康づくりを推進していきます。

（2）生活習慣病の予防と早期発見

広報や対象者への個別案内を活用しながら、がん検診や特定健診の受診勧奨を行い、がんや生活習慣病の早期発見に努めます。また、生活習慣の改善支援に取り組むとともに、生活習慣病の発症予防・重症化予防に努めます。

（3）健康づくり推進体制及び社会環境整備の充実

町民の健康づくりを推進するため、保健・医療・福祉・教育・職域など、健康づくりに関係のある各機関の相互の連携を強化するとともに、地域住民と一緒に健康づくりに取り組むリーダーの育成・支援に努めます。

2 医療体制の充実

（1）医療体制の維持

町民の身近なところで地域医療を担う“かかりつけ医”的定着と在宅医療を促進します。在宅当番・夜間当番病院の維持、休日の医師及び看護師等の確保、救急医療に関する情報提供など、安心して医療を受けられるよう、医療機関と行政が連携し、救急医療体制を堅持します。

(2) 人材の確保

教育機関をはじめとする関係機関との連携を深めるとともに、大隅4市5町保健医療推進協議会が実施する産科医師等確保支援事業や研修医等派遣事業、助産師奨学資金制度を活用しながら医療従事者の確保に努めます。

(3) 在宅医療の推進

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療を推進します。特に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者にとって、包括的支援事業として在宅医療・介護連携推進事業を活用し、医療機関と介護サービスの連携を強化します。

3 地域が支える高齢者福祉の充実

(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加のための環境づくり

健康・体力の増進や介護予防に向けて、主体的に生きがいを感じながら地域活動に参加できる環境づくりを推進します。そのため、高齢者の健康づくりや社会参加を応援する「高齢者元気度アップ・ポイント事業」などの充実を図ります。また、軽スポーツ、いきいき実年大学、いきいき講座、老人クラブ及びシルバー人材センター等の活動内容を紹介するなど、社会参加に対する意識の啓発に努めます。

(2) 地域における支え合いの推進

高齢者が安心して地域で生活することができるよう、隣近所による見守り支援の働きかけが必要です。そのため、社会福祉協議会のふれあいネットワーク事業においては、援護が必要な方に対する声掛け、安否確認などの活動を実施していますが、社会情勢の変化に応じて事業の見直しを重ねながら事業の更なる強化を図ります。

(3) 地域包括ケアシステムの強化

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制です。

本町においては、介護福祉係が主導的立場となり、中核機関として位置づけられる地域包括支援センターと共に課題解決に取り組んでおり、今後も地域ケア個別会議等を活用した高齢者の環境整備や、課題の抽出及び解決を図ります。

4 生きることの包括的な支援の推進

本町自殺対策計画で掲げる基本理念、誰も自殺に追い込まれることのない大崎町をめざします。また「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、生きる支援に関連するあらゆる取組を総動員することに努めます。

(1) 生きることの阻害要因の減少に努めます。

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得る危機であり、その多くが防止できる課題であることから、社会全体の自殺リスクの低下とともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢での生きる支援を推進します。

自殺の要因となり得る経済的な困窮、児童虐待、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な要因が複雑に関係しており、あらゆる分野の生きる支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、包括的な支援体制づくりを推進します。

さらに、自殺対策に係る人材の確保や資質の向上が重要であることから、幅広い分野で自殺対策の教育や研修等を行います。また、ゲートキーパーの役割を広く周知するとともに、その役割を担う人材を養成に努めます。

(2) 生きることの促進要因の増加に努めます。

自殺に至るには一人では解決できない要因が絡み合っています。そこで、地域活動の一環として地域で暮らす一人ひとりがともに支え合い、家族や地域の仲間や組織（学校・職場・地域等）が一緒に問題に取り組んでいくことが必要です。

例えば、生きがいづくり、人とのふれあいの促進、自分らしい生き方の発見等、心と体の元気を増やす活動への参加を促し、町民一人ひとりが主体的に生きることへの意識を持てるよう、それぞれのライフステージや生活の場に応じた機会の提供に努めます。

(3) 正しい知識の普及啓発の推進

危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があるため、自殺に対する誤った認識や偏見を取り除き、自殺を考える人の存在に気づき、思いに寄り添い、必要に応じて関係機関や医療につなぎ、見守るという自殺対策における一人ひとりの役割等について広報活動、教育活動等の取組みを推進します。

第2章 次世代へつなぎ、循環するまち

近年、これまでの制度やサービスでは十分に対応できない問題やケースが増えてきています。地域住民が抱えるさまざまな生活課題や福祉ニーズを少しでも解決していくためには、どのような問題があるのかを発見し、どのように対応していくのかということを決め、取り組んでいく仕組みづくりが重要です。そのためには、こうした生活課題や福祉ニーズをとらえ、知識と経験を備える人材の育成や確保が必要です。

さらに、子どもが安心して育まれるとともに、一人ひとりが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう支援していく必要があります。また、家庭における子育ての負担や不安、孤独感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していく必要があります。

地域とともに暮らす全ての町民が安心して暮らせる優しい社会を、次の世代を担う子ども達に伝え、持続的に機能し得る環境の整備を推進します。

1 地域福祉活動の推進

(1) 地域の見守り体制の充実

民生委員・児童委員や、社会福祉協議会が配置するふれあいネットワーク活動協力員・福祉推進員、並びに自治公民館長を中心とした地域の見守り体制の充実を図ります。独居高齢者等の孤独死や、消費者被害の防止、児童の健全育成のため、民間事業所や関係機関との協力による高齢者や児童等の見守り活動を行います。

(2) 社会福祉協議会等の機能の充実

地域福祉を積極的に推進していくため、中心的役割を果たす社会福祉協議会など関係機関の機能の充実を図り、地域社会における福祉ネットワークづくりをめざします。

(3) ボランティア意識の高揚

地域におけるボランティア意識を維持していくため、町民一人ひとりが能力や個性を生かし、主体的にボランティア活動等に参加できるよう、関係機関と連携を図り、地域の定期的な清掃活動、伐採作業などあらゆる機会を活用して、連帯と相互扶助の精神、ボランティア意識の高揚に努めます。

また、町民が安心してボランティア活動に参加できるよう、町が全国町村会総合賠償保険に加入し、保険制度の面から種々のボランティア活動を支援しま

す。

(4) ボランティア活動への取り組み及び人材の育成

福祉分野における支援のほか、災害時の対応など町民が共に支え合う地域社会システムの構築の一環として、NPO法人、ボランティア団体等の活動支援や人材確保・育成のため、その中心となる拠点を社会福祉協議会と位置づけます。

2 コミュニティ活動等への支援

(1) コミュニティ意識の醸成

世代や性別の枠にとらわれない地域住民の交流を促進するとともに、地域が一体となって取り組むことのできる地域活動の創出を図り、コミュニティ意識の醸成及び地域の一体感の高揚を図ります。

また、地域における相互扶助意識の啓発により、青少年や高齢者、障がい者にやさしい地域社会の形成を促進します。

(2) コミュニティ組織の強化と人材育成

自治公民館等の組織の自主的活動を尊重しながら、その運営を側面から支援するとともに、これらの組織への加入の促進に努めます。また、各活動を通じて、コミュニティを担う人材の育成を図ります。

(3) コミュニティ活動における町民参画の促進

町民の自主性と自発性に基づくコミュニティ活動への参画を促進するため、町の広報紙やホームページなどの広報媒体を用いて分かりやすく町民に伝えます。その他、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅に代表されるように、スポーツを核としたコミュニティへの町民参加も期待されることから、これらを活用した講演会やセミナーの開催により機会の拡大を図ります。

3 子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実

(1) 質の高い教育・保育の総合的な提供

全乳幼児期は子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。同様に、子ども・子育て支援新制度においても、幼児教育、保育は、生涯にわたる人格・愛着形成に極めて重要です。

このような考え方の下、家庭の就労状況や環境にかかわらず、希望する全ての子どもに対し、質の高い幼児教育と保育を保障する視点から、幼保一体化の推進が進められており、国制度の動向を踏まえ、更なる推進に努めます。

(2) 地域における子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては広く社会全体で支えていくことが必要です。

このため、健全な子どもの育成のために地域で取り組んでいる子育てサークルや、地域子育て支援センターの充実に努めるとともに、主任児童委員の活動を促進するなど、子育てを地域ぐるみで支援していくネットワークの形成を進めます。

(3) 子どもの健やかな成長に向けた支援

子どもの病気や事故に対して、親や周囲の人は、常に子どもの状態や環境を考慮して、その予防対策を行う必要があります。また、子どもの病気の予防については、乳幼児健康診査の健診のほか、予防接種が有効であり、接種に対する保護者等の理解を深め、予防接種率の向上に努めます。

さらに、妊娠中の母体および胎児の健康を確保し、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理が大切です。このため、健康診査や相談事業、栄養指導等を通じて家族や地域の理解を促進します。

(4) 職業生活と家庭生活の両立

現在の少子化の背景には、働き方をめぐるさまざまな課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。また、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

このような状況のもと、男女がともに子育てを担い、仕事と家庭生活の両立を支援するため、「ワーク・ライフ・バランス」を、子育て家庭・事業所・地域全体で推進してまいります。

(5) 子どもの権利を尊重する社会

子どもの権利が尊重される社会づくりのため、子育てに携わる人はもちろんのこと、町民が子どもの権利について理解を深めることができるように、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

また、本町要保護児童対策協議会を中心に、児童相談所と連携を図りながら、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携・協力体制を強化し、児童虐待、いじめ等により心に問題を持つ子どもの早期発見・早期対応に努めます。

さらに、子育てに要する経済的負担を軽減するため、児童手当や子ども医療費助成制度など、経済的支援を進めます。

(6) 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・ロードミラー等交通環境等の整備を進めます。また、このような環境を作るため、現在の相談体制や地域による見守りの取組みを継続するとともに関係機関との連携強化に努めます。

4 ひとり親家庭の自立の支援

(1) 相談・指導体制の充実

ひとり親家庭のそれぞれが置かれた状況を的確に把握し、さまざまな悩みにきめ細かに対処するため、関係機関や民生委員・児童委員等との連携の強化、多様な相談・指導体制の充実を図るとともに、制度の情報提供に努めます。

(2) 生活の安定の確保に向けた支援

子育てと生計の担い手を一人で背負うことが多い、ひとり親家庭などに対し、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成等助成制度の継続及び自立・就業に向けた総合的な支援を図るとともに、保育所等における入所相談など、関係機関等との連携を図りながら、家庭の実情に合わせた支援策の提案に努めます。

(3) 就業機会の確保

県の自立支援員との連携の下に、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」や、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」などの窓口的役割の充実に努めるとともに、連携を図りながら相談指導体制の充実に努めます。

5 障がい者（児）福祉の充実

(1) 障がい者福祉に関する意識の啓発

障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障がい者に対する理解を深め、障がい者への協力を促進するとともに、あらゆる機会を通じて障がい者福祉に関する意識の啓発に努めます。

また、生涯を通じ、地域社会の主体として、日常生活や社会生活をおくるため学校教育における良好な環境づくりに取り組みます。

(2) 在宅福祉サービス等の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすため、居宅介護、短期入所、地域生活支援事業など、多様なニーズに応じた障がい者の在宅福祉サービスの周知を図るとともに、必要なサービスを適切に提供するための人材育成と確保を促進するなど、地域で暮らせる環境づくりを行います。

特に、課題となっている地域生活支援拠点等の整備については、そお地区障が

い者等基幹相談支援センターと連携強化を図り、早期の設置をめざします。

(3) 早期療育体制の充実

医療機関など関係機関との連携を図りながら、障がいの早期発見に努めるとともに、障がい児の早期療育の充実を図ります。また、療育の必要な子どもとその家族を支援するため、小学校、認定こども園等をはじめ、関係機関との連携を図りながら、療育体制の充実に努めます。

(4) 地域活動への参加促進

障がい者の社会参加を促進するため、文化・スポーツ・レクリエーション活動への積極的な参加を促進するとともに、交流の場やコミュニケーション機会の提供・充実を図ります。

(5) 雇用環境の整備、職業相談の充実

障がい者が、その能力に応じた職業に従事できるよう、多様な就業機会の確保に努めます。おおすみ障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、個々の特性に配慮した相談・訓練・紹介等の充実を図ります。

第3章 誰もが安心して快適に暮らせるまち

地域には、さまざまな理由で支援を必要としている人が暮らしています。そうした人のニーズを的確に把握し、社会全体で支え合う仕組みづくりが求められています。地域の中で、安心して快適に暮らせるために、福祉分野と生活関連分野全般にわたり連携を図りながら、生活課題を総合的に解決することができる体制づくりに努めます。

1 人権の尊重と男女共同参画の推進

(1) 人権の尊重と相談体制の充実

子ども、高齢者、女性、障がい者等に関する人権問題や、インターネット社会における新たな人権侵害への対応、またLGBTの方が生活しやすい環境整備など、一人ひとりの人権が尊重される環境づくりを進めていく必要があります。

また、人権や男女共同参画について正しい理解をするなど、社会全体での意識改革につなげるため、本町男女共同参画基本計画に基づき、啓発・広報活動を推進するとともに相談体制の充実を図ります。

(2) 家庭生活と職業生活、地域活動との調和

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、健康や趣味、学習といった個人的領域だけでなく、仕事、ボランティア活動等地域貢献活動といった社会的領域においても、安心して生活していく上で重要です。このため、仕事と生活の調和を支援するための各種制度の普及・定着に努めるとともに、家庭や職場、地域などにおいてこれらの調和を支援する気運の醸成等を図るための広報活動や情報提供を行います。

(3) 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

地域課題の解決に向けた様々な地域づくり活動が、持続可能な地域社会の実現につながってまいります。そのためには、性別や年齢、障がいの有無等を超えて、様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支える男女共同参画社会の実現に向けた取組みが不可欠です。

このことから、男女共同参画意識やコミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域課題の解決に向けた実践活動を行う人材や団体の育成・支援を行い、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進します。

2 包括的支援体制の整備

(1) 相談支援体制の構築

社会問題化している虐待やひきこもり、生活困窮などの相談業務を大隅くらし・しごとサポートセンターと連携して対応します。また、解決に向けて困難な事例の対応については、支援調整会議や支援会議を有効に活用し、情報共有や取組みの強化を図ります。個人が抱える複合的な課題の的確な把握や支援のため、各分野が横断的に連携し対応する体制や多機関とのネットワークの構築を推進します。

(2) 地域と連携した支援体制の充実

虐待やDVなど、重大な人権侵犯になり得る案件については、課題が多様化し、解決の困難さの度合いが増しているため、相談窓口を核として、国・県・関係機関や地域全体と連携した見守りや相談支援体制の充実に努めます。

3 権利擁護の推進

物事を判断する能力に不安のある方が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう成年後見制度の普及、啓発、相談、その他円滑な制度利用促進を支援し、高齢者や障がい者等の権利擁護を図るため、大隅地域5町の共同の下「おおすみ地域成年後見センター」を令和4年4月に肝付町福祉会館に設置しました。

さらに「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、関係機関による連携体制を構築するなどの体制強化を図ります。

4 避難行動要支援者への避難支援

災害時要援護者支援制度に基づき、地域への情報提供と支援体制構築をサポートし、災害時に自ら避難することが困難で避難支援が必要な在宅の高齢者や障がい者等を近隣住民などが連携し、日ごろから見守りや声かけを行い、災害時やその恐れがある時に、地域全体で支援する体制を整備します。また、福祉避難所の協定等に基づき避難行動要支援者の避難生活への備えを進めます。

5 生活困窮者の自立支援

複合的な課題を有する生活困窮者の自立と、地域社会の一員として社会参加のきっかけとなるように、大隅くらし・しごとサポートセンターを積極的に活用します。センターでは、相談対応から、就労、家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に支援し、行政と連携して対応します。

6 犯罪をした人への社会復帰支援

犯罪をした人が更生の段階で、保健、医療、福祉等の支援を必要とするケースも想定されます。このため、保護司や更生保護女性会、関係機関と連携し、社会復帰に必要な支援に努めるなど、再犯防止のための取組みを推進します。

7 福祉人材等の確保

今後、高齢化がさらに進むことが予想されることから、福祉サービスに携わる人材の確保と育成の必要性が高まっていくと想定しています。サービスの維持と質の向上を図るため、人材の確保や育成に努めます。

また、社会福祉協議会やN P O 法人等が行う人材育成の取組みに対する支援や、新たな地域の担い手が生まれるような環境づくりに努めます。

第3部 地域福祉活動計画

大崎町社会福祉協議会が策定
(省略)

第4部 推進体制の整備

第1章 推進体制の整備

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、緩やかな繋がりやふれあいを大切にしたまちづくり、地域でのきめ細かな福祉サービスの提供が求められています。しかしながら、今日の複雑化した社会環境の中では、さまざまな生活課題や困難な問題を抱える人たちが増えており、行政や一部の専門家の力だけでは解決が困難になっています。そのため、町民、事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの分野において主体的、積極的に役割を果たし、地域社会全体で計画の実現に努めます。

1 関係機関・団体等相互の連携

地域福祉計画は、町が責任を持って推進していく行政計画である一方、具体的な計画の推進にあたっては、町民、事業者、社会福祉協議会との役割分担を明確にしながら、協働して進める『パートナーシップ型』の計画です。更なる地域福祉の充実を進めるため推進体制を整備します。

(1) 庁内推進体制の構築

地域自治や住民活動を推進する部署、地域福祉関連部署との連携体制を強化し、本計画の進捗状況の確認を行うとともに、関連個別計画との整合を図るなど連携し、全庁的な合意の下で計画の総合的かつ効果的な推進に努めます。

(2) 町民協働型推進体制の構築

地域福祉を具体的に推進するためには、町民の参加と協力が必要です。地域福祉をめぐる社会環境の変化に柔軟に対応するとともに、新たな地域福祉ニーズや町民の声を具体的な行動とするため、民生委員・児童委員をはじめ町民の声を求めながら協働型推進体制の構築に努めます。

(3) 福祉サービス提供者間のネットワークの確立

さまざまな立場から広く意見を求めるため、一般町民のみならずさまざまな専門家やサービス提供者なども参加し、意見交換を行うことにより、福祉・保健・医療・介護サービスを提供する者同士のネットワークの確立を図ります。また、そのような人材が所属し、機能する曾於地区在宅医療・介護連携推進連絡協議会やそお地区自立支援協議会を有効に活用してまいります。

2 それぞれの役割

(1) 行政の役割

町は、地域福祉の充実に向け、地域とのネットワークを活用しながら地域の実態を把握し、福祉施策を効率的に推進します。また、地域の自主的な福祉活動が促進されるよう、情報提供や地域の担い手、支援者の掘り起しなどに努め、地域が抱える課題に対応した福祉活動への支援を総合的に推進します。また、相談者個人や地域福祉の課題解決に向けて関係機関との連携を推進します。

(2) 町民の役割

町民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。町民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、主体的に地域の福祉活動に参加することが求められています。基盤となる組織である自治公民館等に加入し、地域の特性や課題を住民同士で共有しながら、様々な世代が地域福祉活動へ参加することが期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

平成12年の社会福祉法の改正により、社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う団体として明確に位置づけられました。計画を推進する上では、地域福祉活動への町民参加の促進をはじめ、福祉団体等の先導役として、計画のそれぞれの分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

(4) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、町民の多様なニーズに積極的に応えることが求められています。また、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、情報提供・公開をはじめ、関係機関や他のサービスとの連携の中で、総合的なサービス提供の取組みが期待されています。

3 策定後の推進と評価体制

計画の着実な推進を図るために、計画がどこまで進んできたのか、効果があったのか、進行管理を定期的に行なうことが必要です。また、地域福祉をめぐる社会環境や制度が目まぐるしく変化することも予想される中で、隨時、推進事業の検証、見直しを進めていくことも重要となっています

本町では、関係各課及び関係機関において、本計画の進行管理を行い、サービスの質及び量について必要に応じて調査を行うなど現状把握に努めます。

資料編

大崎町成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の目的と位置付け

大崎町成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、成年後見制度の普及・啓発および利用促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため策定し、他の関連計画と一体的に取組み、整合、連携を図ります。

また、どこに住んでいても成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できる地域体制の構築と、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関として、肝付町、東串良町、錦江町、南大隅町、大崎町の5町で共同して設置する「おおすみ地域成年後見センター（令和4年4月設置、運営は肝付町社会福祉協議会に委託）」を、本町とともに中核機関として定め、関係機関による連携体制を構築するなどの体制強化を図ります。

2 計画の期間

本計画は、第1期大崎町地域福祉計画とともに策定することから、期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

3 施策・事業

（1）地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりに取り組みます。

そのため、地域連携ネットワークにおける個別の協力活動のほか、困難事例に対応するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりをめざします。

①中核機関

地域連携ネットワーク構築に向け、本町が司令塔となり、おおすみ地域成年後見センターを広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を担う中核機関として位置付け、関係団体と連携して取り組みます。

②中核機関の役割

町およびおおすみ地域成年後見センターは以下の役割を担います。

広 報	成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行います。制度の周知を図り、適時・適切な支援につなげます。
相 談	専門職団体や地域包括支援センター、医療・介護関係者、障害者相談支援事業所と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。
利 用 促 進	市民後見人の育成および受任調整や、その後の活動支援を行います。また、必要に応じ適切な支援を行うための多職種連携の協議の場を調整します。
後見人支援	市民後見人や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたチーム会議等を開催します。また、後見人等に対する相談・支援体制を整えることで、後見人等の孤立化や不正の防止を図ります。

(2) 市民後見人の育成・活動の推進

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見の育成に取り組み、その後の活動の支援および活用の推進を図ります。

(3) おおすみ地域成年後見センターの機能強化

権利擁護に関する相談・対応、成年後見制度の周知・啓発、申立てに係る手続支援、親族後見人に対する相談支援、市民後見人の育成・支援を推進し、成年後見制度に関する窓口としての機能強化を図ります。

(4) 成年後見制度の利用支援

①町長申立て

判断能力が十分でない方が、後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、町長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

②費用助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

用語解説

英字

DV [でいーぶい]

(domestic violence の略) 家庭内暴力のことであり、子どもや高齢者への暴力など、家庭におけるさまざまな暴力が含まれ、DV と略称される。わが国では、夫婦などの性的に親密な関係における暴力をDV とよぶことが通例となっており、そこには恋愛関係にある者のデートDV も含まれる。

LGBT [えるじーびーていー]

「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者), 「Gay」(ゲイ、男性同性愛者), 「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者), 「Transgender」(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー(性的少数者)の一部の人々を指した総称。

NPO [えぬぴーおー]

(nonprofit organization の略) 非営利組織。政府や企業などとは独立して、民間の支援のもとに社会的な諸問題に非営利で取り組む団体。

か 行

かかりつけ医

患者の健康管理について相談にのり、日常的な診療や初期治療にあたる医師。地域の開業医がこれを担い、より詳細な検査や高度な診療が必要と判断した場合には、協力体制にある総合病院等に紹介する。

虐待

繰り返しあるいは習慣的に暴力をふるったり、冷酷・冷淡な接し方をしたりすること。身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待（金銭的虐待）、ネグレクト（養育放棄・無視）等に分類される。

ゲートキーパー

内閣府が主導する自殺防止活動の一つ。職場・学校や家庭などで自殺の兆候がみられる人に対し、声をかけて話を聞いたり、専門家を紹介したりして悩みを軽減してもらおうというもの。また、その役割を担う人。

権利擁護

権利を侵害から、かばい守ること。

合計特殊出生率

15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。

高齢者元気度アップ・ポイント事業

高齢者が健康づくりや社会参加を通して、介護予防を進めていくことを目的とする事業。介護保険における介護予防事業の一環として実施しており、対象事業に参加するとポイントを付与し、当該ポイント数に応じて商品券と引き換えている。

さ 行

自治公民館

同一地域の居住者が、自分たちの社会生活を自治的に運営していくために作る組織。

児童虐待

親または養育者が、非偶発的（故意）に子どもに対して身体的暴力、または精神的苦痛を与え、その結果子どもの心身にわたる健康や福祉が損なわれることという。種類として、①躊（しつけ）や体罰の域を越えた身体的暴力を子どもに振るう身体的虐待、②養育を拒否したり放棄したりするネグレクト、③性的暴行を加える性的虐待、④身体的虐待、ネグレクトや性的虐待以外の方法で、子どもに心理的苦痛を与える心理的虐待などがある。

市民後見人

一般町民による成年後見人。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になつた人に親族がいない場合に、同じ地域に住む町民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

社会福祉法

福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

重層的支援体制整備事業

市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設するもの。市町村の手あげによる任意事業だが、実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援を創設することが必須条件となっている。

少子高齢化

出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子どもの割合が低下し、高齢者の割合が高まること。

シルバー人材センター

労働意欲をもつ高年齢者に対して、地域社会の臨時的、短期的な仕事についての情報を提供する組織。昭和61年（1986年）の高年齢者雇用安定法によって法制化された。

全国町村会総合賠償補償保険

大崎町が加入する、町民団体等が行うボランティアなどの町民活動において発生した事故等に対する補償。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、選任された成年後見人が代理して行う制度。

相互扶助

互いに助け合うこと。互助。

そお地区障がい者等基幹相談支援センター

障がいに関する相談に応じ、障害福祉サービス利用手続き等の支援を行う。また、障害者虐待防止センターとして相談・通報を受け付け、虐待防止のための支援を行う。

た 行

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住

民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会をいう。

地域子育て支援センター

両親と子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気のなかで語り合い、交流を図る場を提供し、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を実施する支援拠点。

地域包括ケアシステム

医師の往診や訪問看護、介護を受けながら、住み慣れた地域で最期まで暮らせるようとする態勢。国は自治体に、団塊の世代が75歳以上になる2025年をめどに整備を促している。医療や介護施設の不足も背景にある。

地域包括支援センター

高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が必ず配置される。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。

な 行

ニーズ

必要。要求。需要。

は 行

ひきこもり・閉じこもり

「自宅にひきこもって、社会的参加をしない状態が6カ月以上持続しており、精神障がいがその第一の原因と考えにくいもの」と定義される。パソコン通信や電話で外の人との接触がある人、家事などをして家族と良好な関係を持っている人は該当しない。

避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などの災害弱者。東日本大震災などの災害時に高齢者らに被害が集中しがちであった反省を踏まえ、2014年（平成26）4月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がス

タートした。かつては「災害時要援護者」とよばれた。

福祉避難所

高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、在宅難病患者など特別な配慮が必要な「要配慮者」向けの避難所。阪神大震災後の1997年、体調の悪化や関連死を防ぐ目的で、災害救助法に基づく指針に盛り込まれた。町区町村が高齢者施設などから指定し、運営する

ボランティア

自発的にある活動に参加する人。特に、社会事業活動に無報酬で参加する人。篤志奉仕家。

ま 行

民生委員・児童委員

社会福祉の増進を任務とし、地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う名誉職。都道府県知事が推薦し厚生労働大臣が委嘱する。

ら 行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

療育

障がいをもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助。

老人クラブ

健やかな老後を送るために健康と生きがいづくり、地域の奉仕活動への参加等を目標に活動している団体。おおむね60歳以上であれば誰でも入会できる。

大崎町地域福祉計画

令和5年3月

大崎町（保健福祉課）

〒899-7305

鹿児島県曾於郡大崎町假宿1029番地 TEL 099-476-1111